

令和7年度

起業なら富山!

創業・移住 支援事業

起業支援金(補助金による支援)

移住者(※1)の起業

中山間地域(※2)での起業

+
100万円
上乗せ

補助金額が

+
20万円
上乗せ

80～最大200(上限)
万円

富山県新世紀産業機構と富山県では、富山県内で新たに起業する方等を支援します。

「社会性及び必要性」「事業性」「デジタル技術の活用」の観点をもって取り組む事業等計画を募集し、魅力的で地域活性化に貢献するビジネスでの起業等に係る経費の一部を補助します。

利用者
募集!

〈応募締切〉令和7年6月18日(水) 17:00必着

1 対象者

富山県内で令和7年4月1日から令和8年2月28日までの間に、起業、または事業承継、第二創業をする方で、一定の要件を満たす方(※)。

詳しくはホームページをご覧ください。

※「過去3年以内に県の指定する講座を修了した者」「過去3年以内にビジネスプラン等の作成を主とし、計5日以上に渡って支援を行っている県内の創業プログラムを修了した者」「過去3年以内に県内のビジネスプランコンテストへ出場し、そのコンテストにおいて最終選考まで通過した者」「申請時点で、県が指定するインキュベーション施設等を利用する方で、申請時点から起算して過去6ヶ月以上にわたり、入居もしくは利用者登録を行っている者」「申請時点で、県が指定するインキュベーション施設等を利用する方で、事業完了の期間までの間に、利用開始から起算して6ヶ月以上の継続した利用をする意思のある者」「県が指定する創業に関わる支援機関の指導を受け、支援機関の確認書を機構へ提出する者」

2 対象事業

①新たに起業をする場合は、富山県が実施計画において定める社会的事業の分野(※)において、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する、魅力的で地域活性化に貢献する事業

②事業承継又は第二創業をする場合は、Society 5.0関連業種等の付加価値の高い産業分野であり、かつ富山県が実施計画において定める社会的事業の分野において、デジタル技術を活用して地域課題の解決に資する、魅力的で地域活性化に貢献する事業

※富山県が実施計画において定める分野とは、下記の産業分野等を指します。

地域活性化関連、まちづくりの推進、過疎地域等活性化関連、買物弱者支援、地域交通支援、社会教育関連、子育て支援、環境関連、社会福祉関連、Society5.0関連業種など付加価値の高い産業分野

3 補助金額・補助率

- 県在住者 上限80万円
- 移住者の場合は、100万円上乗せ(※1)
- 中山間地域で事業する場合は、20万円上乗せ(※2)
- 補助率 1/2以内(千円未満切捨)

※1 移住者は以下の要件をすべて満たす方になります

- ①申請時点で富山県内に住民票を移して1年以内又は令和8年2月28日までに富山県内に移住する予定の者であること。
- ②富山県内に住民票を移す直前の連続して1年以上かつ10年間のうち通算5年以上の期間を富山県外に在住していること。

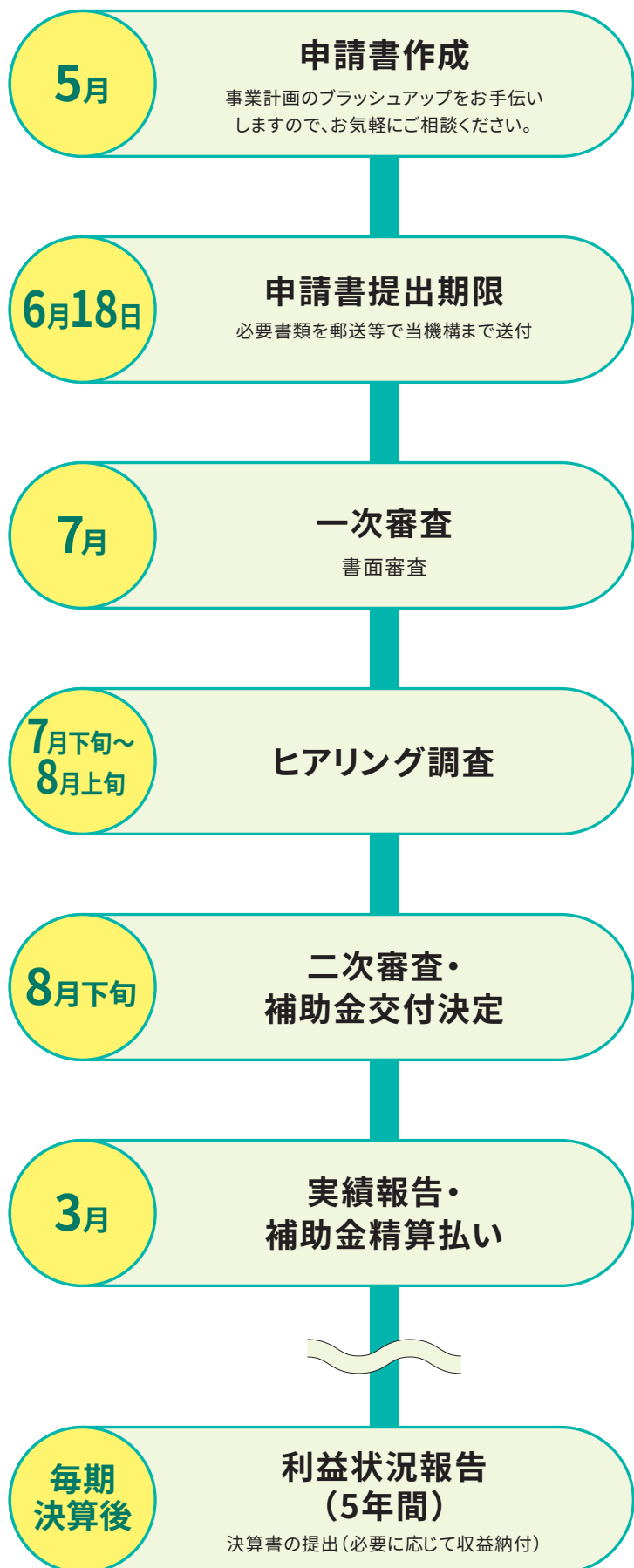
※2 富山県の「中山間地域」に該当する区域については、こちらをご覧ください

富山県 中山間地域サポートセンター
<https://www.pref.toyama.jp/140406/sangyou/nourinsuisan/nousangyoson/kj00022062.html>



起業なら富山! 創業・移住 支援事業

▼手続きの流れ



補助対象経費等

令和7年4月1日から令和8年2月28日までに支払った以下の経費のうち、消費税額を控除したもの。ただし、国・県または当機構の他の補助金を受けて実施する事業に係るものを除きます。

例：機械装置費、器具工具備品費、構築物費（不動産の取得、基礎工事を行うもの、自動車の取得は除く）、店舗改装費、外注加工費、委託費、知的所有権出願経費、専門家謝金、広告宣伝費、家賃等賃借料、その他当機構理事長が適当と認めるもの。

詳細はホームページをご覧ください。

留意事項

毎年度、補助対象事業の収益状況を報告いただくとともに、純利益が生じた場合には補助金の全部または一部を返還納付いただく場合があります。

応募方法

様式を当機構ホームページからダウンロードし、ホームページに記載の必要書類と合わせて送付してください。

[URL]

<https://www.tonio.or.jp/search/r7kigyotoyama/>



書類の送付・お問い合わせ先

〒930-0866 富山市高田527番地(情報ビル2階)

公益財団法人富山県新世紀産業機構中小企業支援センター

新事業・販路開拓支援課

TEL (076) 444-5602 FAX (076) 444-5644

E-mail entre@tonio.or.jp

応募書類は返却いたしませんので、あらかじめご了承ください。

さらに

【移住支援金制度について】

本起業支援金の対象者は「移住支援金」の対象となります。

申請手続は、移住前の在住地によって異なります。

詳しくはお問合せください。

移住前の在住地 または勤務地	交付される給付金(最大)	
	移住支援金	申請窓口
東京23区内	世帯 100万円 単身 60万円	移住先の各市町村
その他の地域	世帯 50万円 単身 30万円	富山県新世紀産業機構



公益財団法人
富山県新世紀産業機構